

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成27年度国家公務員給与改定に伴う対応について
～平成27年度補正予算により引上げとなる公定価格及び処遇改善等加算の
取扱い～ 1
- ・第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に
関するガイドライン(保育所解説版)示される..... 2
- ・『福祉サービス第三者評価の受け方・活かし方』刊行のお知らせ..... 3
- ・第46回「毎日社会福祉顕彰」を募集..... 3

◆平成27年度国家公務員給与改定に伴う対応について◆

～平成27年度補正予算により引上げとなる公定価格及び処遇改善等加算の取扱い～

平成28年3月15日、内閣府から都道府県宛に「平成27年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準等の特例に関する告示等について（周知）」事務連絡が発出されました。

本事務連絡は、平成28年1月29日付けで発出された「平成27年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金に係る所要額調べについて（依頼）」における、「増額となる人件費の取扱いについて」及び「処遇改善等加算の取扱いについて」に記載された内容の詳細が周知されたものです。

平成27年度国家公務員給与改定に応じた公定価格の取扱いについては、全保協ニュースNo.15-25で既報の通り、公定価格のすべての項目について引き上げ率を一律に乗じる取扱い（1号の施設型給付に係る公定価格…1.49%、2・3号の施設型給付及び地域型保育給付に係る公定価格…1.29%）とされたところであり、引き上げ分の使途及び処遇改善等加算の取扱いについて以下の通りとなっておりますのでご参照ください。

○平成27年度補正予算による引上げとなる公定価格及び処遇改善等加算の取扱い

（1）引き上げ分の使途について

今回の公定価格単価の引上げは、幼稚園教諭・保育士等の給与が着実に改善されるよう、国家公務員給与の改定に応じて人件費相当分を増額したことによるもので

ある。各施設においては、この趣旨や各施設におけるこれまでの処遇改善等の状況を踏まえ、引上げ分を基本給や一時金等により各職員に支給するなど適切に活用する必要があること。

(2) 処遇改善等加算の取扱いについて

① 平成 27 年度における取扱い

今回の引上げ分は、年度末又は次年度当初に追加で給付が行われることとなるという事情に鑑み、平成 27 年度における処遇改善等加算の処理に当たっては、賃金改善の起点となる賃金総額（公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分）に含ませることはせず、今回の引上げ分を含まない水準の賃金総額をベースとして「賃金改善総額」を算定すること。

② 平成 28 年度における取扱い（予定）

平成 28 年度における処遇改善等加算の処理に当たっては、原則通り、平成 26 年度の国家公務員給与改定に伴う引上げ分（2.0%）に加え、今回の引上げ分（1.9%）も賃金改善の起点となる賃金総額（公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分）に含まれることとなるため、賃金改善要件分を取得するためには、そこから 3%（平均勤続年数が 11 年以上の施設は 4%）の賃金改善を行う必要があること（詳細な取扱いについては、別途、年度末までに通知を発出する予定）。

◆ 第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン(保育所解説版)示される◆

3月1日(火)付で「保育所における第三者評価の実施について」の通知が発出されました。これまで、平成 26 年 4 月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」が全部改正され、施設及び事業所が主体的かつ継続的に質の向上に取り組めるように、全ての事業所の種別に共通する共通評価基準ガイドラインが見直されました。

保育所における第三者評価基準ガイドラインについても、全国社会福祉協議会が設置する「福祉サービスの質の向上推進委員会」(本会より森田昌伸副会長が参画)により、検討が図られ、それを踏まえた内容がまとめられ、今回の通知となったものです。

今般の改正では、保育所での評価が円滑に進むように、評価項目の整理・統合、「福祉施設・事業所」を「保育所」、「サービス」を「保育」等にする言葉の置き換えや保育所の実態(特性)を踏まえた内容の加筆・修正等が行われています。

詳細は別添通知をご確認ください。

なお、第三者評価は「規制改革実施計画」、「日本再興戦略改訂 2015」等の閣議決定により受審の数値目標等が示され、平成 27 年 4 月からは受審が努力義務とされています。また、公定価格においても受審にかかる費用の負担について一部支援されることとなっています。

会員のみなさまにおかれては、第三者評価基準の積極的な受審をお願いいたします。

◆『福祉サービス第三者評価の受け方・活かし方』 刊行のお知らせ◆

保育所における第三者評価の受審については、保育の質の向上の取り組みの一つとして重要なものです。

今般新たに通知された「第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン(保育所解説版)」の内容も含め、第三者評価受審の意義や有効に活用するための手引きとして、『福祉サービス第三者評価の受け方・活かし方』が刊行されます。是非、受審に向けてご一読いただき、ご活用ください。

別添チラシにより、ご注文いただけます。

○山崎美貴子 大方美香 岡田賢宏 他 著

○A4判／192頁

○定価 本体 1,600円(税別)

○ISBN 978-4-7935-1200-1

◆第46回「毎日社会福祉顕彰」を募集◆

この顕彰は1971(昭和46)年、毎日新聞社会事業団の60周年を記念して設定し、毎年実施しているものです。

全国の社会福祉関係者および団体のなかから、とくに優れた功績をあげ、社会福祉の発展向上に貢献している個人あるいは団体を顕彰しています。

顕彰の対象や推薦方法等については、次頁の記載事項ならびに次のURLをご参照ください。

<http://www.mainichi.co.jp/shakaijigyo/fukushikensho.html>

○ 顕彰の対象

- (1) 学術：社会福祉全般あるいは児童、老人、心身障害者などの分野について優れた研究論文・資料を作成した個人または団体。
- (2) 技術：社会福祉全般あるいは児童、老人、心身障害者などの分野で、独創的な科学技術、プロセスを導入し、効果をあげた個人または団体。
- (3) 創意：社会福祉施設の改善、整備、あるいは福祉活動についての指導、育成養護などの実務面において、独創的な発想、創意、工夫を取り入れ、業績をあげた個人または団体。
- (4) 奉仕：長年にわたって国際福祉、地域福祉または福祉施設、団体、養護を要する個人などに対し、奉仕活動を続け、将来もこれを継続して行う意志の強い個人または団体。
- (5) 勤勉：社会福祉施設等に長年(30年以上)にわたって勤続し、その使命に献身、勉励し、顕著な成績をあげた個人。
- (6) その他：新しい福祉の分野、時代のニーズに応える福祉活動をしている個人または団体。その他、上記のどの項目にも該当しないが、社会福祉の分野で顕彰に値する功績を挙げ、または貢献をした個人または団体。

- 賞 賞牌と賞金 賞金は総額300万円（ただし、1件について100万円）
- 表彰者の発表 2016年9月中旬
- 候補推薦の方法

毎日新聞各本社の社会事業団および各都道府県社会福祉協議会にある所定用紙に所要事項を記入し、資料を必要とするものは添付のうえ、5月31日までに下記あてに送付。自薦は無効。

〒100-8051東京都千代田区一ツ橋1の1の1、毎日新聞東京社会事業団
(電話 03-3213-2674)